

中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀監会
クロスボーダー貿易人民元決済試行拡大の関連問題に関する通知
銀発[2010]186号

人民銀行上海総部、天津・瀋陽・南京・済南・武漢・広州・成都分行、総行営業管理部・重慶営業管理部、フフホト・長春・ハルビン・杭州・福州・南寧・海口・昆明・ラサ・ウルムチ中心支行、各副省級都市中心支行；北京市・天津市・内モンゴル自治区・遼寧省・吉林省・黒竜江省・上海市・江蘇省・浙江省・福建省・山東省・湖北省・広東省・広西チワン族自治区・海南省・重慶市・四川省・雲南省・チベット自治区・新疆ウイグル自治区 財政庁、商務庁、国家税務局、銀監局；税関総署広東分署、天津・上海特派員事務所、各直属税関：

2009年7月より、クロスボーダー貿易人民元決済の試行を展開して以来、人民元資金の決算、清算のチャネルが簡便、円滑で、人民元の輸出還付（免除）及び輸出入通関政策が明晰、明確であり、オペレーションフローが便利であったことから、試行企業の普遍的な歓迎を受けた。企業のクロスボーダー貿易人民元決済の実際のニーズを満足させるために、人民元決済の貿易及び投資利便化に対する促進作用を一段と発揮させるため、国務院の批准を経て、ここにクロスボーダー貿易人民元決済試行工作拡大の関連問題について以下の通り通知する：

一、 クロスボーダー貿易人民元決済の国外地域を香港・マカオ、ASEAN地域から、全ての国家及び地域に拡大する。

二、 北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆等の18省（自治区、直轄市）を試行地域として追加する。

三、 広東省の試行範囲を4都市から全省に拡大し、上海市及び広東省の輸出貨物貿易人民元決済試行企業数を増加する。

四、 試行省（自治区、直轄市）の企業は、《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法》（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号、以下、《試行管理弁法》という）に従って、人民元で、輸入貨物貿易、クロスボーダーサービス貿易およびその他の経常項目の決済を行うことができる。

五、 北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南等の16省（自治区、直轄市）における輸出貨物貿易人民元

決済に試行企業管理制度を実施する。各省（自治区、直轄市）、計画単列市人民政府は現地の関連部門と協調して《試行管理弁法》第4条の関連規定に従って輸出貨物貿易人民元決済試行企業を推薦し、人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会は総量規制の前提のもと、試行企業リストを審査決定する。審査決定を経た試行企業が人民元を使用して決済する輸出貨物貿易は関連規定に基づいて輸出通関手続きを行い、輸出貨物還付税（免税）政策を享受する。

六、 内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、広西、雲南、チベット、新疆等の8つの辺境省（自治区）において輸出入経営資格を有している企業は、指定港において隣接国との間の一般貿易および辺境小額貿易の輸出貨物について、《試行管理弁法》に従って人民元決済試行を展開することができる。そのうち、内モンゴル、遼寧、広西、雲南等の4省（自治区）において、《試行管理弁法》に従って選定された試行企業は本通達第5条の規定に従って輸出通関及び税額還付（免除） 手続を行う。8つの辺境省（自治区）のその他の企業が指定港における隣接国との間の一般貿易および辺境小額貿易において人民元を使用して決済を行う場合、輸出通関及び税額還付（免除） 手続は《財政部、国家税務総局：辺境地域における一般貿易および辺境小額貿易の輸出貨物の人民元決済に税額還付（免除） 試行を許可することに関する通知》（財税[2010]26号）に従って手続を行う。

七、 クロスボーダー貿易人民元決済試行を展開する所在省（自治区、直轄市）の関連部門は、《試行管理弁法》等の関連文書に従って、積極的に試行業務を行い、クロスボーダー貿易人民元決済試行工作の順調な実施を保証されたい。

中国人民銀行 財政部 商務部
税関総署 税務総局 銀監会
2010年6月17日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司/呉 明憲）